

ボーナス 0.05 月分を引き下げ勧告

月例給は別途勧告予定

——2020 年人事院勧告——

人事院は 10 月 7 日、国会と内閣に対して国家公務員の給与改定を勧告しました。今年は、新型コロナウイルスの影響で勧告の根拠となる民間調査が大幅に遅れています。勧告は、民間給与との較差解消のためボーナス（期末手当）の 0.05 月分を引き下げる内容となっています。ボーナスのマイナス改定は 10 年ぶり、2014 年以來の引き上げ勧告がストップします。なお、月例給は別途必要な報告・勧告が予定されています。今回も再任用職員や非常勤職員の処遇改善はありませんでした。

法人化後も人事院勧告が熊本大学の給与決定に影響を与えてきたことから、このニュースでは、勧告の主な内容を紹介します。組合員の皆様には勧告の詳細な内容と分析を掲載している『国公労新聞』（2020 年人事院勧告特集号）をお届けします。

労働条件を改善するためには組合員の力が何よりも必要です。現在、組合に加入されていない皆様も、この機会にぜひ組合に加入していただき、熊大教職員の労働環境の改善を、使用者に求めていきましょう。

組合への加入については、組合事務所にお気軽にご連絡ください。

2020 年人事院給与勧告の骨子

○ 本年の給与勧告のポイント

ボーナスを引下げ（△0.05 月分）

月例給については、別途必要な報告・勧告を予定

ボーナス改定の内容と考え方

民間の支給割合との均衡を図るため引下げ 4.50 月分→4.45 月分

民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

（一般の職員の場合の支給月数）


	6 月期	12 月期
2020 年度 期末手当	1.30 月（支給済み）	1.25 月（現行 1.30 月）
勤勉手当	0.95 月（支給済み）	0.95 月（改定なし）
2020 年度 以降 期末手当	1.275 月	1.275 月
勤勉手当	0.95 月	0.95 月

【実施時期】 法律の公布日

月例給

公務と民間の 4 月分の給与額を比較し、必要な報告・勧告を予定

行政職(一)・・・現行給与 408,868 円 平均年齢 43.2 歳 [対前年 △2,255 円、△0.2 歳]

	熊本大学教職員組合	
	No. 6 2020. 10. 13	内線:3529 FAX:346-1247 ku-kyoso@union.kumamoto-u.ac.jp http://union.kumamoto-u.ac.jp/